

## 諸外国における性犯罪に関する規定

※ 2008 年法務総合研究所研究部報告 38 「諸外国における性犯罪の実情と対策に関する研究—フランス、ドイツ、英国、米国—」 ([http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03\\_00003.html](http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00003.html)) を基に作成したもの

## 1 フランス

フランスでは、基本的に、性犯罪に関する構成要件、法定刑等については刑法が規定している。刑法に規定されている主な性犯罪の類型の一つに「性的攻撃」がある。性的攻撃は、「暴力、強制、脅迫又は不意打ちをもって実行するすべての性的侵害」と定義され、強姦、その他性的攻撃及び性的ハラスメントの三つの罪種に区分される。また、15歳未満の児童に対する強姦等については、刑の加重規定が設けられている。

## ○ 性的攻撃の罪名及びその類型

条文	罪名	定義	
222-22	性的攻撃	暴力、強制、脅迫又は不意打ちをもって行うすべての性的侵害	
性的攻撃の各罪名(類型)		構成要件	法定刑
222-23	強姦	暴力、強制、脅迫又は不意打ちをもって行う、他人に対するあらゆる性的挿入行為	15 年以下の拘禁刑
222-24	強姦(刑が加重される場合)	① 身体の切除又は永久的な機能喪失をもたらした場合 ② 15歳未満の少年・児童に対する強姦 ③ 年齢、病気、身体的・精神的な欠陥性等により、特に保護されるべき弱者であることが明白又はそのような状況を知った上で行った強姦 ④ 尊属者又は被害者に対して権限を行使できる立場にある者によってなされた強姦 ⑤ 職業上の権限を付与された者がその権限を濫用することによって行った強姦 ⑥ 主犯又は共犯として複数の者によって行った強姦 ⑦ 武器を使用又は武器による威嚇によって行った強姦	20 年以下の拘禁刑
222-25	強姦致死	強姦により被害者を死に至らしめた場合	30 年以下の拘禁刑
222-26	拷問又は残虐な行為を先行行為等とする	拷問又は残虐な行為を強姦に先行し、又は強姦時に若しくは強姦終了後に行った場合	無期刑

	強姦		
222-27	その他の性的攻撃（強姦以外の性的攻撃）	強姦以外の性的攻撃	5年以下の拘禁刑 7万5千ユーロ以下の罰金
222-28	その他の性的攻撃（刑が加重される場合その1）	① 傷害又は医学的に器質機能不全をもたらした場合 ② 尊属者又は被害者に対して権限を行使できる立場にある者によってなされた性的攻撃 ③ 職業上の権限を付与された者がその権限を濫用することによって行った性的攻撃 ④ 主犯又は共犯として複数の者によって行った性的攻撃 ⑤ 武器を使用又は武器による威嚇によって行った性的攻撃	7年以下の拘禁刑 10万ユーロ以下の罰金
222-29	その他の性的攻撃（刑が加重される場合その2）	① 15歳未満の少年・児童に対する性的攻撃 ② 年齢、病気、身体的・精神的な欠陥性等により、特に保護されるべき弱者であることが明白又はそのような状況を知った上で行った性的攻撃	7年以下の拘禁刑 10万ユーロ以下の罰金
222-30	その他の性的攻撃（222-29条に規定する類型についてさらに刑が加重される場合）	① 傷害又は医学的に器質機能不全をもたらした場合 ② 尊属者又は被害者に対して権限を行使できる立場にある者によってなされた場合 ③ 職業上の権限を付与された者がその権限を濫用することによって行った場合 ④ 主犯又は共犯として複数の者によって行った場合 ⑤ 武器を使用又は武器による威嚇によって行った場合	10年以下の拘禁刑 15万ユーロ以下の罰金
222-31	その他の性的攻撃（未遂に関する規定）	222-27条ないし222-30条により規定される性的攻撃（軽罪）の未遂は同じ法定刑により処罰	
222-32	その他の性的攻撃（性的露出行為）	公衆がアクセスできるような場所において、他人に視覚される性的な露出行為	1年以下の拘禁刑 1万5千ユーロ以下の罰金
222-33	性的ハラスメント	性的な満足を得る目的で他人にしつこく嫌がらせをする行為	1年以下の拘禁刑 7万5千ユーロ以下の罰金

注：重罪にあたる第222-23条ないし222-26条の未遂は、第121-4条第2項により同じ法定刑で処罰される。

○ 未成年者に対する危険状況の作出（一部の条文）

条文	罪名（類型）	構成要件	法定刑
227-25	未成年者（15歳未満）に対する性的侵害	成人により、暴力、強制、脅迫、不意打ちのいずれかの手段も用いることなく、15歳未満の少年・児童に対して行われた性的侵害行為	5年以下の拘禁刑 7万5千ユーロ以下の罰金
227-26	未成年者（15歳未満）に対する性的侵害 （227-25条に規定する類型について刑が加重される場合）	227-25条により規定される性的侵害の刑が加重される場合の行為 ① 尊属者又は被害者に対して権限を行使できる立場にある者によってなされた場合 ② 権限を付与された者がその権限を濫用することによって行った行為 ③ 主犯又は共犯として複数の者によって行った場合	10年以下の拘禁刑 15万ユーロ以下の罰金
227-27	未成年者（15歳以上18歳未満の者及び婚姻による後見の解除が未だない者）に対する性的侵害	暴力、強制、脅迫、不意打ちのいずれの手段も用いることなく、15歳以上の未成年者及び婚姻による後見の解除が未だない者に対する性的侵害行為 ① 尊属又は被害者に対して権限を行使できる立場にある者によってなされた場合 ② 権限を付与された者がその権限を濫用することによって行った行為	2年以下の拘禁刑 3万ユーロ以下の罰金

2 ドイツ

ドイツでは、ドイツ刑法典に性犯罪を処罰する規定を置いており、一連の性犯罪規定の保護法益は、「性的自己決定権」であるとされている。性的強要を基本的な罪とし、その加重類型の構成要件を細分化して規定していること、強姦を性的強要の加重類型の一つとして位置付けていることなどが特徴である。

また、刑法は、14歳未満の者との性的行為をその者の同意の有無にかかわらず全面的に禁止しており、これについて児童に対する性的虐待の罪という独立した規定を置いている。

○ 性的強要・強姦

条文	罪名	構成要件	法定刑
177条 1項	性的強要の罪	他人に対し、①暴行を用いて、②生命若しくは身体に対する現在の危険をもってする脅迫により、又は	1年以上15年以下の自由刑

		③被害者が保護されずに行為者の働き掛けにさらされている状況を利用して、行為者若しくは第三者の性的行為を甘受させること又は行為者若しくは第三者に性的行為をすることを強要した者	犯情があまり重くない事案 6月以上5年以下の自由刑
177条 2項	強姦・共同行為(性的強要の加重類型)	性的強要のうち、①行為者が被害者と性交を行い、若しくは特に被害者の身体への侵入を伴う場合のように被害者を著しく辱める類似の性的行為を被害者に行い、若しくは被害者をして自分に対し行わせたとき(強姦)(1号)、又は②犯行が複数の者により共同で行われたとき(2号)	2年以上15年以下の自由刑
177条 3項	危険な行為態様(性的強要の加重類型)	性的強要のうち、①行為者が、凶器若しくはその他の危険な道具を携帯していたとき、②暴行又は暴行を加える旨の脅迫によって他人の反抗を阻止し若しくは排除するために、その他の道具若しくは手段を携帯していたとき、又は③犯行により被害者に重い健康障害が生じる危険をもたらしたとき	3年以上15年以下の自由刑 犯情があまり重くない事案 1年以上10年以下の自由刑
177条 4項	特に危険な行為態様(性的強要の加重類型)	性的強要のうち、①行為者が、犯行に際して、凶器若しくはその他の危険な道具を使用したとき、又は②被害者が、a犯行の際に身体的に著しい虐待を受けたとき、若しくはb犯行により死亡する危険をもたらされたとき	5年以上15年以下の自由刑 犯情があまり重くない事案 1年以上10年以下の自由刑
178条	死の結果を伴う性的強要	性的強要によって、少なくとも軽率に、被害者に死の結果を発生させたとき	無期又は10年以上の自由刑

○ 児童に対する性的虐待等

条文	罪名	構成要件	法定刑
176条	児童に対する性的虐待	14歳未満の者(児童)に対して性的行為を行い、又は児童をして自己に対して性的行為をさせた者(1項)、第三者に対して性的行為を行い、又は第三者が児童に対して性的行為を行うように、児童に決意させた者(2項)	6月以上10年以下の自由刑 犯情が特に重い事案 1年以上15年以下の自由刑
176条a 1項	同種再犯(児童に対する性的虐待の加重類型)	176条1項又は176条2項の罪を犯した者が、これらの犯罪行為を理由に5年以内に確定力を持つ有罪判決を言い渡されていた場合	1年以上15年以下の自由刑 犯情があまり重くない事案 3月以

			上5年以下の自由刑
176条a 2項	18歳以上の者による性交等（児童に対する性的虐待の加重類型）	176条1項又は176条2項の罪を犯した者が、①18歳を超える者である場合において、行為者が被害者と性交を行い、若しくは特に被害者の身体への侵入を伴う場合のように被害者を著しく辱める類似的行為を被害者に行い、若しくは被害者をして自分に対し行わせたとき、②犯行が複数の者により共同で行われたとき、又は③犯行により被害者に重い健康障害をもたらし、若しくは身体的・心的な発達に対する著しい危険を生じさせたとき	2年以上15年以下の自由刑
176条a 3項	ポルノグラフィーの対象目的（児童に対する性的虐待の加重類型）	176条1項から4項の罪を犯した者が、正犯又はその他の関与者として、184条3項又は4項の頒布しようとしているポルノ文書の対象とする目的で行為を行った場合	2年以上15年以下の自由刑
176条a 5項	特に危険な行為態様（児童に対する性的虐待の加重類型）	176条1項ないし3項の罪を犯した者が、①行為の際に児童を身体的に著しく虐待し、又は②行為により児童に死の危険を生じさせたとき	5年以上15年以下の自由刑
176条b	死の結果を伴う児童に対する性的虐待	児童に対する性的虐待によって、少なくとも軽率に、被害者を死亡させた場合	無期又は10年以上の自由刑

注：ドイツ刑法は、未成年者との性的行為について14歳未満の児童の場合のほか、14歳以上16歳未満の少年（174条1項1号）及び16歳以上18歳未満の少年（同条1項2号、3号）の場合についても規定している。14歳未満の児童の場合には、性的行為が全面的に禁止されるのに対し、14歳以上16歳未満の少年の場合には、被害者が行為者の子である場合か、又はその教育、職業教育若しくは生活上の世話が行為者に委ねられている場合に処罰され、16歳以上18歳未満の少年の場合には、被害者が行為者の子である場合か、又はその教育、職場教育若しくは生活上の世話が行為者に委ねられ、若しくは職務上若しくは労働上の関係の枠内で部下である場合（ただし、教育、職業教育、生活上の世話、職務上若しくは労働上の関係と結びついた従属性を濫用する場合に限る。）に処罰される。（「法務総合研究所研究部報告38」65ページ）

### 3 英国

英国には、従来の性犯罪に関連する法令を整備・統合したものとして、2003年性犯罪法があり、性犯罪の構成要件、法定刑等が規定されている。同法は、性犯罪の概念を整理し、

構成要件の明確化を図った。また、性的行為への同意に関する重要な変更として、被告人が性的行為の際に同意があったことの立証責任を負うこととされた。また、弱者保護の観点から、児童及び精神障害を持つ被害者に関して特別の規定が設けられた。

○ 2003 年性犯罪法に規定する性的行為

行為名	構成要件の概要	法定刑
強姦	(a) ペニスの膣・肛門・口への故意の挿入 (b) 同意がない場合	正式起訴に基づく有罪宣告により、裁量的終身刑
挿入による暴行	(a) 身体の一部・その他の物の膣・肛門への故意の挿入 (b) 当該挿入が性的であった場合 (c) 同意がない場合	正式起訴に基づく有罪宣告により、裁量的終身刑
性的暴行	(a) 故意の接触 (b) 当該接触が性的であった場合 (c) 同意がない場合	略式起訴に基づく有罪判決により、6月以下の拘禁刑若しくは罰金、又は両者の併科 正式起訴に基づく有罪宣告により、10年以下の拘禁刑

○ 2003 年性犯罪法の児童及び弱者保護に関連する規定

行為名	対象者及び要件の緩和等	刑
13 歳未満を対象とする強姦、挿入による暴行、性的暴行	対象者が 13 歳未満のときは、 (a) 同意がなかったことを要件としない (b) 被告人における年齢の認識を問題としない	強姦は、正式起訴に基づく有罪宣告により裁量的終身刑 挿入による暴行は、正式起訴に基づく有罪宣告により裁量的終身刑 性的暴行は、略式起訴に基づく有罪判決により、6月以下の拘禁刑若しくは法定上限以下の罰金、又は両者の併科、正式起訴に基づく有罪宣告により、14年以下の拘禁刑
児童との故意の性的接触	(a) 同意がなかったことを要件としない (b) 対象者が 16 歳未満であった場合には、被告人が対象者の年齢を 16 歳未満であることを知っていたが、知ることを合理的に期待することができたことを要件とする (c) 対象者が 13 歳未満であった場合には、被告人における年齢の認識を問題としない	性的接触の中に、身体の一部又はその他の物の対象者の肛門又は膣への挿入、ペニスの対象者の口への挿入、対象者の身体の一部の被告人の肛門又は膣への挿入、対象者のペニスの被告人の口への挿入のいずれかが含まれていたときは、正式起訴に基づく有罪宣告により、14年以下の拘禁刑 前記の適用がなかったときは、略式起訴に基づく有罪判決により、6月以下の拘禁刑若し

		くは法定上限以下の罰金、又は両者の併科、正式起訴に基づく有罪宣告により、14年以下の拘禁刑(被告人が未成年の場合の特例あり)
精神障害者を対象とする性的行為	<p>(a) 対象者が精神障害のために当該性的接触を拒否することができなかつたとき (対象者が同意するか否かを選択する能力を欠いていたとき、又は、対象者が同意するか否かの選択を伝えることができなかったときは、当該接触を拒否することができなかつたものとする。)</p> <p>(b) 被告人が、対象者が精神障害を有していること及びそれ故に、又はそれに関する理由のために当該性的接触を拒否することができないおそれがあることを知っていた場合のみならず、知ることを合理的に期待することができた場合も犯罪とされる。</p>	<p>性的接触の中に、身体の一部又はその他の物の対象者の肛門又は膣への挿入、ペニスの対象者の口への挿入、対象者の身体の一部の被告人の肛門又は膣への挿入、対象者のペニスの被告人の口への挿入のいずれかが含まれていたときは、正式起訴に基づく有罪宣告により、裁量的終身刑</p> <p>前記の適用がなかつたときは、略式起訴に基づく有罪判決により、6月以下の拘禁刑若しくは法定上限以下の罰金、又は両者の併科、正式起訴に基づく有罪宣告により、14年以下の拘禁刑</p>

#### 4 米国

米国では、性犯罪は、原則として、各州の刑事実体法、刑事手続法、性犯罪者登録及び公表に関する法等により規制される。連邦法は、州境を超える性犯罪等の連邦的色彩のあるものを規制する。

すべての州において、被害児童が性的行為に合意している場合でも、一定年齢未満の児童との性的関係を禁止する法律がある。

##### ○ 性犯罪の定義・分類

類型	定義	法定刑等
強姦	(ワシントン州の刑法の例) 被害者の性別を問わず、姦淫、口淫、肛門性交等を相手方の同意なく行うこと	死刑を定める州と無期刑(終身刑)を定める州とで約半数を占める。 有期刑(50~10年)を上限とする州も半数近く存在する。しかし、この場合においても、多くの州では、加害者の前科等により、これらの法定刑以上に刑を加重できるとしている。

近親相姦	加害者と被害者が親子等の親族関係により法的に有効な結婚ができない近親者の場合の性行為	ほとんどの州において処罰している。
配偶者による区別	被害者との間に配偶関係がある場合	告訴期限の制限を設ける州、暴力や脅迫の態様に制限を設ける州、離婚や別居等の条件を必要とする州、起訴できる罪名に制限を設けている州がある。
子どもに対する性行為	暴力的性犯罪の中でも児童を被害者とする場合	成人を被害者とする場合よりも法定刑を重くする州がほとんどである。

注：性行為への合意年齢を下回れば、どのような状況下においても違法とする州は12州であり、合意年齢を16歳としている例として（略）、17歳としているものとして（略）、18歳としているものとして（略）各州が挙げられる。他方、それ以外の38州およびコロンビア特別区では、性行為への合意年齢に加えて、被害児童の最少年齢、性行為のパートナーとの年齢差、パートナーに対する訴追可能最低年齢といった要件を定め、合意年齢を下回った場合においても、これらの要件のうち1つあるいは複数に反しない性行為を違法とはしていない。例えば、ニュージャージー州の場合、合意年齢を16歳、被害児童の最少年齢を13歳、パートナーとの年齢差を4歳とし、児童が13歳以上であり、パートナーとの年齢差が4歳未満であれば、合意年齢を下回った場合においても合法としており、ネバダ州では、合意年齢は16歳、パートナーに対する訴追可能年齢を18歳とし、児童が16歳未満であっても、パートナーの年齢が18歳未満であれば違法としていない（「法務総合研究所研究部報告38」166ページ）。